

令和8年度とちぎグローバルゲートウェイ事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託する令和8年度とちぎグローバルゲートウェイ事業を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

令和8年度とちぎグローバルゲートウェイ事業

2 委託業務の目的

本県では令和7年度より「とちぎグローバルゲートウェイ事業」を実施し、義務教育段階で培った英語力を更に伸ばし、グローバル社会で活躍する人材育成の推進を図るため、高い語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、課題発見・解決能力、チームワークとリーダーシップ等を兼ね備えたグローバルリーダーの育成を行っている。令和8年度における本事業の取組としては、

- ①グローバルリーダーのロールモデルを育成し、本県の高校生のグローバルマインドの醸成を図る短期留学プログラム、
- ②高校生が自身の英語力に応じた学習課題に取り組んだり、英語を話したり書いたりする機会を増やしたりすることにより、英語による発信力の強化を目指すA I 英語学習アプリの活用、
- ③高校生が英語のみを使用した探究活動に取り組み、英語で思考や表現等を行うことにより、より実践的な英語コミュニケーション能力及び課題発見・解決能力等の育成を図る探究特別講座を実施することとしている。

本業務は、上記の取組を円滑かつ効果的に実施するための業務委託を行うものである。

3 委託期間

契約締結日から令和9（2027）年3月31日（水）まで

4 委託料上限額

25,597,120円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容

以下の内容を基本とするが、甲との協議の上、変更可能とする。

(1) 短期留学プログラム及び事前・事後研修・成果発表会の企画運営

ア 研究指定校の生徒20名を対象に、グローバルリーダーの育成に向けた10日間程度の短期留学プログラムを実施すること。

イ 短期留学プログラムは、本県の魅力を世界に広げるとともに、本県の未来を創るグローバルリーダーのロールモデルの育成を目的とし、現地の高校生・大学生等とのディベートやディスカッション、最先端の研究をする企業や教育機関の訪問、現地におけるフィールドワークの実施等、生徒のグローバルマインドの醸成及びグローバルリーダーの育成に効果的なものとなるようにすること。

ウ 短期留学プログラムの詳細は次のとおりとする。

- ① 実施期間：令和8年12月1日（火）から令和8年12月28日（月）までの間の10日間程度とす

る。

- ② 留学先：指定しないが、本事業の目的を踏まえ、安全性を考慮したコースとすること。
- ③ 参加者：研究指定校の生徒 20 名、引率者 2 名とする。
- ④ 宿泊先：ホテル・ホームステイを問わないが、防犯・安全を確保できる施設とすること。
- ⑤ 添乗員：1 名以上を日本から全行程に同行させること。
- ⑥ 国内移動：宇都宮駅から空港までの往復の交通手段を用意すること。
- ⑦ その他

- ・参加者に対して海外旅行保険の加入に必要な情報を提示すること。
- ・不測の事態が起こった際のサポート体制について提示すること。

エ 短期留学プログラムの実施にあたっては、国際的に活躍している人材を講師としたワークショップや講演会等の事前・事後研修を複数回（3～5 回程度）実施すること。

事前・事後研修は、研究指定校において実施することとし、講師の選任については、甲と乙で協議の上、乙が講師依頼等を行うこと。

オ 終了後、本県の高校生を対象とした成果発表会を実施すること。成果発表会は、本事業における短期留学プログラムの参加者だけでなく、県内の高校生が留学等の成果を発表し、参加者同士が国際的な課題等に関するディスカッションやワークショップ等を行う機会とすること。なお、成果発表会の開催においては、講師依頼、会場の手配、設営、撤去等の運営全般を行うこと。

カ 短期留学プログラムの参加に係る費用（国際航空運賃、宿泊料、プログラム参加費、空港税、国際観光旅客税、燃油サーチャージ、出国手続き諸費用、電子渡航認証申請費用、国内移動費、現地移動費、海外旅行保険料、添乗員派遣に伴う費用）は委託料に含むこととし、それぞれの経費を提示すること。ただし、引率者に係る費用のうち、国際航空運賃、宿泊料、空港税、国際観光旅客税、燃油サーチャージ、出国手続き諸費用、電子渡航認証申請費用、国内移動費、現地移動費は、委託料には含まないこととする。

なお、為替レートは提出時点のものとし、管理できない事由（為替レートや燃料価格の著しい変動、航空会社の示す運賃・日程の変更等）が生じた場合は、甲と乙で協議の上、委託料の範囲内で変更可能とする。

キ 短期留学プログラムは、世界情勢の悪化等の理由により中止となる場合がある。

ク 短期留学プログラム及び事前・事後研修・成果発表会の実施にあたり、事前・事後アンケート等を行うことにより、生徒の変容等を含む成果を明らかにすること。

ケ 終了後は、短期留学プログラム及び事前・事後研修・成果発表会の成果を踏まえ、本県の高等学校が実施する短期留学プログラムの質的向上及びグローバル人材の育成の推進につながるような取組等の提案を行うこと。

（2）英語発信力の強化に向けた A I 英語学習アプリの活用

ア 研究指定校に在籍する生徒全員 835 名の一人一台端末に生成 A I を搭載した英語学習アプリを導入し、授業内外において生徒が自身の英語力に応じた学習課題に取り組んだり、英語を話したり書いたりする機会を増やしたりすることにより、英語発信力の強化を推進すること。

なお、対象生徒数は、令和 8（2026）年 7 月 1 日現在の人数であり、委託料の範囲内で増減する可能性がある。

イ 英語学習アプリの機能は、次のとおりとする。

- ① 「話すこと [やり取り]」、「話すこと [発表]」、「書くこと」の2技能3領域又はそれ以上を搭載しているものとする。
- ② 生成AIと複数ターンのやり取りができる機能を保有しているものとする。
- ③ 複数のレベル等が設定されており、生徒の英語力に応じた学習が可能であるものとする。
- ④ AIを活用した添削や評価が行われ、適切なフィードバックが提供されるものとする。
- ⑤ 学校及び家庭等において、全ての機能を一人一台端末で活用できるものとする。

ウ マニュアル等が充実しており、教材を初めて利用する場合でも分かりやすいものとなっていること。

エ 研究指定校の教員に対し、導入後の実施状況分析や、本事業を推進するために必要なサポート・提案等を行うなど、英語学習アプリの効果的な活用に向けた伴走支援を行うこと。

オ 英語学習アプリの導入にあたり、事前・事後にアンケートやテスト等を行うことにより、生徒の英語力の変容等を含む成果を明らかにすること。

カ 英語学習アプリの導入にあたり、システム及びネットワークへの不正アクセス、コンピュータウイルスなどへの適切なセキュリティ対策を有すること。

キ 取組終了後は、成果を踏まえ、本県の英語科教員が英語学習アプリをより効果的に活用して生徒の英語発信力を強化することができるよう、英語学習アプリの効果的な活用法や指導法等の提案を行うこと。

ク 業務に当たっては、著作権、肖像権などに配慮するとともに、個人情報保護について関連法令等を遵守すること。

(3) 生徒向け探究特別講座の企画運営

ア 研究指定校の1学年に所属する生徒全員 282名を対象に、生徒が英語のみを使用してグローバルな課題の発見や解決策の提案等に取り組む探究特別講座を実施すること。

なお、対象生徒数は、令和8(2026)年7月1日現在の人数であり、委託料の範囲内で増減する可能性がある。

イ 講座は、グローバル社会で活躍する人材の育成を目的とし、生徒の英語コミュニケーション能力、課題発見・解決能力等の向上に資するものとなるようにすること。また、少人数によるグループ活動を取り入れる等、生徒の資質・能力の向上に効果的なものとなるようにすること。

ウ 講座は、研究指定校及び指定校以外の学校の教員の指導力向上及び今後の教育活動の質の向上につながるものとなるようにすること。

エ 講師の選任については、甲と乙で協議の上、乙が講師依頼等を行うこと。

オ 講座で使用する資料については、必要に応じて資料等を作成し、事前に受講者に送付すること。

カ 講座の実施にあたり、事前・事後アンケート等を行うことにより、生徒の変容等を含む成果を明らかにすること。

キ 講座終了後は、講座の成果を踏まえ、本県教員の指導力向上及び今後の教育活動の質の向上につながるような指導法等の提案を行うこと。

ク 開催日程については、令和8(2026)年10月21日(水)及び令和8(2026)年10月22日(木)とし、各日7時間の実施とするが、甲と乙で協議の上、変更可能とする。

ケ 講座は、研究指定校において参集により実施すること。

コ 会場の設営及び撤去等、運営全般を行うこと。

(4) 全体管理業務

ア 乙は、本委託業務の実施にあたり、責任者を置き、また、業務を円滑かつ安全に行うため、適切な補助員の配置を行うこと。

イ 責任者は、本委託業務全体の管理・調整を行い、受託業務に関する総合的支援を行うこと。ついては、本委託業務の経過内容等全般を常に把握し、円滑な業務遂行を図るため、定期的に甲と連絡調整を行うこと。

6 実績報告書等の提出

業務にあたり、実績報告書を提出すること。

ア 本仕様書 5 (1) から 5 (3) のそれぞれの進捗状況や結果について、記録 (任意様式) を作成し、甲に報告すること。

イ 本委託業務終了後、実施業務に係る実績報告書 (任意様式) を作成し、甲に提出すること。

ウ 実績報告書は、アンケート調査等の結果及び使用した資料・写真等を含むものとし、紙媒体 1 部及び栃木県の環境で使用可能な Microsoft Office 製品等で作成した電子データ (加工可能な形式を含む。) を提出すること。

エ 甲は、必要がある場合には、乙に対して本委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができるものとする。

7 その他

(1) 本事業の成果は、甲に帰属する。

(2) 本業務の実施にあたっては、甲と乙が協議を重ねながら実施するものとする。

(3) 委託料の支払いは、原則として精算払いとする。ただし、本仕様書 5 (1) の短期留学プログラムの費用については、甲と乙の協議により、概算払いも可とする。

(4) 本業務の実施に係る一切の経費は、委託料に含むこととする。

(5) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。

① 乙は、本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

② 甲により再委託が承諾されたときは、乙は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

③ 再委託範囲は、乙が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は乙の責任において解決すること。

(6) 乙は、本業務の実施にあたり発生した損害 (第三者に及ぼした損害を含む。) に伴い生じた経費を負担するものとする。

(7) 委託事業の実施に伴う著作権の権利は、甲に帰属するものとする。また、本事業の実施にあたって、第三者が権利を有する著作物等を利用する場合は、乙の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る手続きを行うこととする。

(8) 乙は本業務の実施にあたり、業務上知り得た秘密を漏らし、又は本業務以外に利用することはで

きないものとする。業務終了後もまた同様とする。

- (9) 乙は、本業務の実施にあたり、栃木県財務規則、個人情報の保護に関する法律その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。
- (10) 委託事業の実施に要した経費は他の事業と経理区分するとともに、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (11) 本仕様書に記載されていることを遵守した上で、より良い提案がある場合は企画提案書に記載すること。この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、委託者と協議の上、仕様書の内容を一部変更することができるものとする。
- (12) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上決定する。
- (13) 本仕様書はプロポーザル用であり、乙とは、内容を別途協議の上、契約を締結する。